

令和8年6月1日

初診時の機能強化加算について

当院は「かかりつけ医」として次のような取組みを行っています。

- ◆ 必要に応じ、適切な医療機関（専門の医師・医療機関）への紹介を行っています。
- ◆ 他の医療機関と当院で処方されている薬について確認し、診察や必要な服薬指導を行っています。
- ◆ 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。
- ◆ 介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- ◆ 夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。

※ 厚生労働省や福島県のホームページにある「医療情報ネット」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/zmk-web/juminkanja/S2310/initialize?pref=07>

公立小野町地方総合病院 病院長